

在宅で生命維持に必要な医療機器を利用している方に 非常用電源装置の購入費用を助成します

日常生活用具として、在宅で生命維持に必要な医療機器を利用している方に対し、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源、カーインバーターの購入費用を助成します。

■給付対象者

身体障害者手帳または障害者総合支援法の対象となる難病に該当している在宅生活の方で、人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加湿器など生命維持に必要な医療機器を利用している方

■支給品目・助成金額

支給品目	基準額（上限額）	自己負担額
非常用電源装置 ・正弦波インバーター発電機 ・ポータブル電源 ・カーインバーター	120,000 円 （3種類のうち、いずれか1つ、1回のみ支給） ※機器購入後の申請は助成対象外です。 ※助成対象者が18歳以上の場合、本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合は助成対象外となります。	・課税世帯は1割負担あり（市民税非課税世帯・生活保護世帯は0円） ・基準額を超える非常用電源装置の購入も助成の対象となりますが、基準額を超えた差額は自己負担。

■申請方法

申請者によって申請書類が異なります。市公式ホームページ（ページID：24350）でご確認いただくか、福祉課窓口でお問い合わせください。

問合先 福祉課 Tel.28-8022

後期高齢者医療資格確認書について

令和7年度まで資格確認書は被保険者全員に交付されていましたが、
令和8年8月から交付方法が次の通り変更となります

■資格確認書（はがき型）が届く方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方

■資格情報のお知らせ（A4サイズ）が届く方

- ・84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方

資格情報のお知らせが届いた方であっても、なんらかの理由によりマイナ保険証での受診が困難である方は、申請により資格確認書を交付します。

資格確認書の交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を保険医療課窓口へ提出してください。

資格確認書交付申請書は、保険医療課窓口のほか、北海道後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しています。

資格確認書

後期高齢者医療資格確認書
 有効期限 令和9年7月31日
 交付年月日 令和8年8月1日
 氏名 広橋 太郎
 性別 男
 生年月日 昭和29年7月7日
 資格取得日 平成20年4月1日
 資格種別 1割
 所属区分 区A
 交付年月日 令和8年8月1日
 交付種別 区分A
 交付年月日 平成20年4月1日

資格情報のお知らせ

後期高齢者医療資格確認書
 有効期限 令和9年7月31日
 交付年月日 令和8年8月1日
 氏名 広橋 太郎
 性別 男
 生年月日 昭和29年7月7日
 資格取得日 平成20年4月1日
 資格種別 1割
 所属区分 区A
 交付年月日 令和8年8月1日
 交付種別 区分A
 交付年月日 平成20年4月1日

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601 / 保険医療課 Tel.28-8018